

仕様書

甲府市令和5年度版『土木工事共通仕様書』及びこれに基づく山梨県県土整備部監修『建設工事必携』によること。

土木工事写真管理基準に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の納品方法については、甲府市建設工事写真電子納品要領によるものとする。
2. これに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

協議及び承諾に関する特記仕様

1. 設計内容に係る物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、請負者の責任により行うこと。

施工上の注意に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。
2. 請負者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立ち会いのうえ、民地との境界確認、施工方法・施工時期等を説明しトラブルの無いよう施工を行うこととする。
3. 公共基準点の付近で工事を施工する場合又は、公共基準点を撤去及び移転する場合においては、「甲府市公共基準点管理保全要綱」に基づく必要な申請図書を作成し監督員に提出すること。

段階確認等に関する特記仕様

- 段階確認にあたり、請負者は土木工事共通仕様書によるほか、次のものとする。
1. 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成する。なお、監督員の指示により施工計画書に含めて提出しなければならない。
 2. 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があつた場合は提出しなければならない。

高度技術・創意工夫・社会性等実施状況に関する特記仕様

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。また、実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

「保険の付保及び事故の補償」に関する特記仕様

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
2. 請負者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出ること。
3. 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。

「法定外の労災保険の付保」に関する特記仕様

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

建設副産物処理に関する特記仕様

1. 建設廃棄物の適正処理
建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処理すること。また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出とともに、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。
舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理し、監督員に提示するものとする。
現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 建設廃棄物の処理方法
中間処理許可業者への委託処理
3. 建設廃棄物の運搬距離(参考)
アスファルト塊 3.9km、舗装版切断濁水 6.9km
4. その他
 - ① 工事請負後、速やかに施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
 - ③ 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、監督員の求めに応じて提示すること。
 - ④ 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
 - ⑤ この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
 - ⑥ この特記仕様書によりがたい場合は、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。

5. 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を提出し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD、DVD、FD等)により監督員に提出するものとする。

なお、入力した電子データは自社で5年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

6. 建設発生土の搬出

本工事の建設発生土は山梨県建設副産物処理基準に定める、[4]設計・積算・施工、3. 建設発生土、②「指定処分B」に基づくものとする。

請負者は、建設発生土の搬出先について、受入地名称・運搬距離・運搬経路・土地所有者が受け入れを承諾していることや必要な法定等の手続きが行われていることについて施工計画書により承諾を得ることとする。なお、設計運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更できるものとするが、運搬距離が8km以上の場合、請負者はその選定理由を明確にしなければならない。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理

工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、甲府市または山梨県土木部発行「道路工事交通保安施設設置基準」(以下「設置基準」という)に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には十分留意すること。

2. 一般事項

- ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者等との協議及び安全施設類設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行なうほか工事の起終点に必要な標示板を設置する。
- ② 夜間作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
- ③ 一般車両の侵入を防ぐ必要のある場合は、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等を用いて現場を囲む。
- ④ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持を常時行なうほか、夜間ににおいて遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施す。
- ⑤ 「片側交通止め」をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。

3. 特記事項

- ① 交通制限の形態
所轄警察署、道路管理者等との協議による。
- ② 保安施設の設置時間
作業時間中は、設置基準により交通誘導員を配置する。
現場着工前2週間以上前に工事予告板を設置する。
現場着工時に基準書により、必要な安全施設を設置する。
工事終了後、現場の後片付け等、交通開放に充分安全な期間まで、保安施設を設置し、現場を管理すること。
- ③ 夜間作業を休止する時間は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、十分な照明、保安灯等を配置すること。
- ④ 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
- ⑤ 所轄警察署、地域住民、公共交通機関、第三者との協議による安全施設の変更是柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
- ⑥ 施工に先立ち作成する施工計画書または打合簿に本工事内容に応じた保安施設配置図等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

4. 交通誘導員

本工事の施工に際し、現場の安全管理のために下記のとおり交通誘導員による交通誘導警備業務を実施するものとする。なお、⑤の(1)から(8)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、1級または2級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に1人以上配置すること。また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

- ① 交通誘導員の配置箇所:市道車道部(昼間施工)
- ② 交通整理の配置人数:市道車道部 昼間施工4人(内交替要員1名)
- ③ 交通整理の時間帯:昼間施工:8:00～17:00実働9時間
- ④ 交通整理の期間:昼間施工:概ね7日間
- ⑤ 警備員等の検定に関する規則第2条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する主要路線は次のとおりである。

(1) 国道20号：山梨県の全域	(2) 国道52号：山梨県の全域
(3) 国道137号：山梨県の全域	(4) 国道138号：山梨県の全域
(5) 国道139号：山梨県の全域	(6) 国道140号：山梨県の全域
(7) 国道141号：山梨県の全域	(8) 国道358号：山梨県の全域

安全教育・訓練等の実施に関する特記仕様

1. 安全教育・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全教育・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を適宜選択し安全教育・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオなど、視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑤ その他、安全教育・訓練等として必要な事項

2. 安全教育・訓練等に関する計画書の作成

施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

3. 安全教育・訓練等の実施状況報告

安全教育・訓練等の実施状況を写真撮影及び実施状況表、工事日誌等に記録し、工事完成時に竣工書類へ添付し監督員に報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

建設機械に関する特記仕様

1. 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日までに装着したものに限る。)を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、指定機械であることを識別するラベルが確認できるよう、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの〔油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーラグ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機〕) ・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ)	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上272kW以下)を搭載した建設機械に限る。

2. 低騒音型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改定 昭和62年3月30日付建設省経機発第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日付建設省告示第1536号 最終改定 平成13年4月9日付建設省告示第487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、その事由を証明する書類を提出の上、監督員と協議すること。

また、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

1. 下請施工体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物の使用に関する特記仕様

1. 認定混合物の仕様

受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定書の写しを監督者に提出するものとし、この場合の品質管理は「アスファルト混合物事前審査における土木仕様書」及びアスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準(試行)」(山梨県土木部)によるものとする。

2. 再生アスファルト混合物の骨材

本工事に使用する再生密粒度アスファルト混合物の骨材には、甲府・岐東クリーンセンターから生成される溶融スラグを使用すること。

なお、溶融スラグの品質、配合等については、山梨県県土整備部「溶融スラグ有効利用ガイドライン」(平成29年10月)に準拠すること。

一般舗装に関する特記仕様

- アスファルト舗装及び路盤の施工に先立って、路床面または路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃すること。
- 路盤材は、設計図書に指定されたもので規格に適合するものとし、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物等は含まないこと。
- 下層路盤での路盤材敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないよう均一に敷均すこと。
- 上層路盤での路盤材敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚さが15cm以下を標準とし敷均すこと。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚さの上限を20cmとすることができるものとする。
- 加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上で、一層の仕上がり厚さは10cm以下とすること。また、混合物の排出時の温度は、監督員の承諾を得た温度の±25℃を変動範囲内とすること。
- 基層及び表層における加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上で、一層の仕上がり厚さは7cm以下とすること。また、混合物の排出時の温度は、監督員の承諾を得た温度の±25℃を変動範囲内とすること。
- 混合物を運搬する場合は、清潔で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油または溶液を薄く塗布すること。なお、混合物運搬時の温度低下を防ぐために運搬中は、シート類で覆うこと。
- 混合物の敷均しにあたっては、路盤の表面が湿っている場合や気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、作業中雨が降り出した場合は、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させること。
- 混合物の締目を締固めて密着させ平坦に仕上げること。すでに舗設した端部の締目が不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取つてから隣接部を施工すること。
- 表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦縫目の位置を15cm以上、横縫目の位置を1m以上ずらすこと。また、縦縫目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。
- プライムコートを施工後に交通開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布すること。また、交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工すること。
- 監督員の指示がない場合は、舗装表面温度が50℃以下になつてから交通開放を行うこと。
- 第三者が行う調査及び試験に対して、監督員より指示があった場合は、所要な調査及び試験を行い、その結果を監督員に提出すること。